

千葉市議会「議会のあり方」検討協議会の方向性に関する第1次提案

2011年7月22日 日本共産党千葉市議会議員団

7月11日提案された基本理念の3つの点の中で最も重要な課題は、二代表制の下で「首長とともに市民の直接選挙で選ばれた議会は執行機関たる市長と対等の関係にあり、その執行に対する監視機能を果たすとともに、市民生活・福祉の向上市政の発展に全力をつくす」ことです。市民に開かれた議会をめざして公平・公正・透明な議会運営に努めます。

そこで議会の民主化を通じて、住民とともに議会制民主主義を発展させていきます。住民運動や反対・少数意見を尊重する市議会をめざしていくことが求められます。住民が主人公の議会改革の中で情報公開・説明責任・市民参画は当然の原則と考えます。

議会基本条例はこうした議論を通じて全議員の理解のもと、市民・専門家等の意見によく耳を傾け一緒に制定し理解されることが求められます。

議論し合意できた改革案は議会規則などに活かして改革を進め市民に信頼されるようにすべきです。

協議会で研究会を設置するなどして議会全体にわたり検討を行い、改革の基本方向を打ち出し、必要に応じて分科会を設置して問題点・課題などを明らかにしていきます。

千葉市議会はこれまでの議会改革の上に、新たに千葉市のあるべき議会の姿を創造し発展させる義務を負わねばなりません。

その中では組み立てとして、①総則、②市民と議会、③議会と市長、④議会の運営、⑤議員定数・報酬などの項目が必要と考えます。

① 総則では、二代表制のもとで開かれた議会活動を行い市民福祉の向上を目指します。

② 市民と議会では、市民の多様な意見を議会に反映、議会のすべてを公開、議会報告会の開催、市議会だよりを市民にわかりやすく、請願・陳情・市民の政策提案を重視して扱う、議会が市民に理解されるように用語解説・資料配布を行います。本会議・委員会のTV中継、委員会のインターネット中継など議会活動を市民に公

開します。議会の発信力を高めるため、議会としての定例記者会見を行ないます。

- ③ 議会と市長では、市長は十分な説明を議会に行うなかで議案についての根拠、他の政策との比較、財源措置、将来コストなどのわかりやすい説明を行います。市長は、特別委員会・常任委員会への出席・答弁を行うことができるようにします。議会として事業評価を行います。議員同士の討議を行うことで、議会の力量をさらに強化します。市職員に信頼される議会にします。
- ④ 議会の運営では公正・透明な民主的な運営が原則であり市長等は議長・委員長の許可を得て反問権を行使できます。議員は対等・平等です。議員相互の討論を保障する。会派の意見を尊重して政策提案を行います。政務調査費のあり方は議会改革の方向に沿って見直しを行います。
- ⑤ 議員の定数・報酬について定数は市民の多様な意見を反映する議会ではなくてはなりません。報酬は議員活動に専念できる金額とすることを基本に第3者委員会等の意見を尊重します。

この他 I T 時代に即して活用を保障することが時代の流れです。